

那須町指定ごみ袋取扱店に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成4年規則第16号。以下「規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する指定ごみ袋取扱店に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋取扱店の指定)

第2条 規則第4条第1項の指定ごみ袋取扱店の指定を受けようとする者は、指定ごみ袋取扱店指定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請に係る店舗を指定ごみ袋取扱店に指定する。

(1) 町内又は隣接する市町村の区域内に店舗を有する者又はこれに準ずる者として町長が認めるもの

(2) 第3条の責務を全うすることができると町長が認める者

(3) 町税等を滞納していない者

(4) 暴力団の関係者でない者

3 町長は、前項に規定する指定をしたときは、指定ごみ袋取扱店指定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、その旨を告示し、広報その他適当な方法により周知しなければならない。

4 指定ごみ袋取扱店は、指定ごみ袋取扱店の標識(別図)を掲示するものとする。

(指定ごみ袋取扱店の責務)

第3条 指定ごみ袋取扱店の事業者は、次に掲げる責務を有する。

(1) 規則第3条に規定する全ての種類の指定ごみ袋を指定ごみ袋取扱店に常に良好な状態で保管し、常備しなければならない。

(2) 指定ごみ袋の発注及び交付に関し、町の指示に従わなければならない。

(3) 町の責めに帰する事由によるものを除き、町に対し指定ごみ袋の交換又は返還を求めてはならない。

(4) 指定ごみ袋は、その種類ごとにそれぞれ10枚1組として交付しなければならない。

(5) 汚損又は破損した指定ごみ袋を交付してはならない。

(6) 指定ごみ袋を他に譲渡してはならない。

(7) 指定ごみ袋に係るごみ処理手数料を那須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成24年条例第2号)に規定した金額を変更して徴収してはならない。

(手数料収納事務の委託)

第4条 町長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、指定ごみ袋を交付するときに交付数に応じて徴収する一般廃棄物処理手数料の収納事務を指定ごみ袋取扱店の事業者へ委託するものとする。

- 2 指定ごみ袋取扱店の事業者は、ごみ処理手数料を納入通知書に記載された期日までに、納入しなければならない。
- 3 町長は、指定ごみ袋取扱店の事業者からごみ処理手数料が納入されたときは、指定ごみ袋販売手数料を繰替えて支払うものとする。
- 4 指定ごみ袋販売手数料は、指定ごみ袋の大きさにかかわらず、販売した枚数1枚につき4.2円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(届出)

第5条 指定ごみ袋取扱店の事業者は、第2条第1項の申請書の記載事項を変更しようとするときは、指定ごみ袋取扱店変更届出書(様式第3号)によりあらかじめ町長に届け出なければならない。ただし、指定ごみ袋の交付に支障がない場合であって、あらかじめ届け出ることが困難であると認められるときは、この限りでない。

- 2 指定ごみ袋取扱店の事業者は、指定ごみ袋の取扱いを廃止しようとするときは、指定ごみ袋取扱店廃止届出書(様式第4号)によりあらかじめ町長に届け出なければならない。(指定の取消し)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定ごみ袋取扱店の指定を取消することができる。この場合において、指定の取消しの通知は、指定ごみ袋取扱店指定取消通知書(様式第5号)をもって行うものとする。

- (1) 指定ごみ袋取扱店の事業者が第2条第2項各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 指定ごみ袋取扱店の事業者が前条第2項に規定する廃止の届出をしたとき。
- (3) 指定ごみ袋取扱店の事業者がごみ処理手数料を指定期日までに納付しないとき。
- (4) その他町長が指定ごみ袋取扱店として適当でないことを認めたとき。

(検査及び指導)

第7条 町長は、指定ごみ袋の取扱いに関し必要と認めるときは、指定ごみ袋取扱店を検査し、又は指定ごみ袋取扱店の事業者へ指導を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成25年2月1日から同年3月31日までの間、第1条中「規則第4条第1項」、第2条中「規則第4条第1項」及び第3条中「規則第3条」とあるのは「那須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成4年条例第32号)第3条第1項」と読替えるものとする。

(準備行為)

- 3 この告示による指定ごみ袋取扱店の指定のために必要な行為は、この告示の適用の日前においても行うことができる。

様式第1号(第2条関係)

指定ごみ袋取扱店指定申請書
[別紙参照]

様式第2号(第2条関係)

指定ごみ袋取扱店指定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

指定ごみ袋取扱店変更届出書
[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

指定ごみ袋取扱店廃止届出書
[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

指定ごみ袋取扱店指定取消通知書
[別紙参照]

別図第1(第2条関係)

指定ごみ袋取扱店の標識

